

入札公告（建設工事）【再公告】

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年11月24日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 15

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道116号美咲町・新光町電線
共同溝PFI事業

(3) 対象施設

電線共同溝（道路法第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道）、道路附属物等（擁壁、交差点照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等）

(4) 事業場所

- ① 所在地 新潟県新潟市中央区新光町地先
- ② 事業対象 一般国道 116 号
- ③ 延長 1.16km (道路延長 : 0.58km)

(5) 事業内容

国道 116 号美咲町・新光町電線共同溝 PFI 事業（以下「本事業」という）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、BTO（Build—Transfer—Operate）方式により、電線共同溝等の建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。

- ① 設計業務（事前調査業務、詳細設計業務及び設計業務に係る調整業務）
- ② 工事業務（既存支障施設の解体撤去・復

旧業務、整備工事業務及び工事業務に係る
調整業務)

- ③ 工事監理業務
- ④ 維持管理業務（点検・補修業務、台帳作成・管理業務及び維持管理業務に係る調整業務）

(6) 事業期間 事業契約締結日から令和 29 年
3 月 31 日まで

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して
総合評価における加点を行う事業である。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、1 (5) に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

- ② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定

め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする（以下、代表企業には応募企業を含む。）。

また、本事業を行うためのＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

- (ア) 代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
 - (イ) 構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業
 - (ウ) 協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業
- ③ 協力企業についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。
 - ④ 応募企業又は応募グループは、契約締結

までに SPC を会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の（ア）から（ウ）の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たし SPC を設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

（ア）直近期が債務超過でないこと。

（イ）経常収支が 3 期連続で赤字でないこと。

（ウ）3 期以上の決算を迎えていること。

⑤ SPC への出資については、次の（ア）から（ウ）までの要件を満たすこと。

（ア）代表企業及び構成企業は、SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

（イ）代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

(ウ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、北陸地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑥ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、1(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。詳細は入札説明書による。

⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更是認めない。ただし、提案書の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、北陸地方整備局と協議するものとし、北陸地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

- ⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に

に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、北陸地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22

号にて改正)、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号) 及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥ 本事業に係るアドバイザリー業務に携わったエヌシーイー株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 北陸地方整備局が設置した国道 116 号美咲町・新光町電線共同溝 PFI 事業有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人
的関係においての関連のある者」とは、上
記（1）⑩に同じ。

（3）設計企業の競争参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、
1（5）に掲げる設計業務を実施する者（以下
「設計企業」という。）は、次の①から④まで
の要件を満たさなければならない。ただし、
設計業務に係る調整業務のみを実施する者は
この限りでなく、次の②又は事業監理業務※の
実績を有する者若しくは2（4）に掲げる工事
企業の競争参加資格要件②を満足する者であ
れば良いものとする。

※事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公
共団体、地方公社、公益法人又は大規模な
土木工事を行う公益民間企業が発注した業
務で、工事発注までに必要となる測量・調
査・設計業務等に対する指導・調整、地元及
び建設行政機関等との協議、事業監理等の
業務を行うマネジメント業務。

- ① 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するなどを除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 次に掲げるいずれかの実績を有すること。
ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。
- （ア）電線共同溝の実施（詳細）設計業務
（イ）電線共同溝の基本（予備・概略）設計業

務

※設計共同体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

a 技術士(総合技術監理部門:建設－道路、建設部門:道路)

b 国土交通省登録技術者資格(施設分野:道路－業務:計画・調査・設計)

c 土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、1級土木)(設計)

※上記 b の国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定(平成26年11月28日国土交通省告示1107号)第2条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

(イ) 次のいずれかの実績を有すること。

ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 25 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

- a 電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- b 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査提出書類を提出することができるが、この場合、第一次審査提出書類提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写

しを提出しなければならない。

④ 上記②、③(イ)の実績として挙げた業務が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関する事を除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。

(4) 工事企業の競争参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、
1(5)に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、工事業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は2(3)に掲げる設計企業の競争参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関する事を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ア

スファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

② 平成20年度以降に元請けとして完成した下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

経常建設共同企業体にあっては、いずれ

かの構成員が、平成 20 年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

(ア) 通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局（港湾空港関係事務に関するなどを除く。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が 65 点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

③ 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事業務に配置できること。なお、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができますが、下記の基準を満

たすことが確認できない候補者がいた場合は、
その候補者以外の者を配置予定技術者とする
ことで競争参加資格を認めるものとする。

(ア) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又
はこれと同等以上の資格を有する者である
こと。なお、同等以上の資格とは次のと
おり。

- a 1級建設機械施工技士
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択
科目を「農業土木」とするものに限
る。）、森林部門（選択科目を「森林土
木」とするものに限る。）、水産部門（選
択科目を「水産土木」とするものに限
る。）又は総合技術監理部門（選択科目
を「建設」、「農業－農業土木」、「森林
－森林土木」又は「水産－水産土木」と
するものに限る。））
- c これらと同等以上の資格を有する
ものと国土交通大臣が認定した者
また、監理技術者は、1級土木施工管理

技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。

- a 1級建設機械施工技士
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））
- c これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（イ）平成20年度以降に元請けとして完成した上記②（ア）の工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が

20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係事務に関するなどを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。

(ウ) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(エ) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(オ) 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、入札前に、同一の技術者を重複して複数工事（本件を除く。）の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した

場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 工事監理企業の競争参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、
1(5)に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から
③までの要件を満たさなければならない。

① 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するすることを除く。）における令和5・6年度
土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け
ていること。

② 平成 20 年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、C M 業務、P F I 事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

a 技術士（総合技術監理部門－建設又は

建設部門)

- b 一級土木施工管理技士
- c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）
- d （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（II）
- e R C C M 又は R C C M と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

(イ)次の a の実績（平成 20 年度以降公示日までに完了した業務）を有する者。

- a 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、C M 業務、P F I 事業技術アドバイザリー業務
- なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成

績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

(6) 維持管理企業の競争参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち 1(5) に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検・補修業務のうち点検業務を実施する者は次の①(ア) 及び②(ア) の要件を、点検・補修業務のうち補修業務を実施する者は次の①(イ) 及び②(ウ) の要件を、台帳作成・管理業務を実施する者は次の①(ア) 及び②(イ) の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、2(2) に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。

① 次の(ア) 及び(イ) の要件を満たさなければならない。

(ア) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に關

することを除く。) における令和 5・6 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

(イ) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するなどを除く。) における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名

競争) 参加資格の再認定を受けていること。)

② 次の(ア)から(ウ)までの実績を有すること。

(ア) 平成25年度以降に完了した、国又は地方公共団体のいずれかが発注した道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。

(イ) 平成20年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、C M業務、P F I事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完

了の業務成績は含まない。) の場合は実績と
して認めない。

(ウ) 平成 20 年度以降に完了した、国又は地方
公共団体のいずれかが発注した道路構造物
の維持修繕工事の実績を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

国土交通省 北陸地方整備局 総務部 契約
課 契約係

住所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲
町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館

TEL : 025-280-8880 (代) 内線 2526

Mail : keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和 5 年 11 月 24 日 (金) から令
和 6 年 2 月 8 日 (木) まで。

交付場所及び方法 上記 (1) で書面により交
付する。

(3) 第一次審査提出書類の提出

提出期間 令和 5 年 11 月 24 日 (金) から令

和 5 年 12 月 22 日（金）までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所 3（1）の担当部局

提出方法 データを記録した CD-R を、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。

（4）入札書及び第二次審査提出書類の提出

提出期間 令和 6 年 2 月 9 日（金）までの休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所 3（1）の担当部局

提出方法 入札書は紙、第二次審査提出書類はデータを記録した CD-R を、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。

(5) 開札

日時 令和 6 年 3 月 7 日（木）10 時 00 分（予定）

場所 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館
国土交通省 北陸地方整備局 1 階 入札室

4 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び本事業に関する第
二次審査提出書類をもって入札し、入札価格
が予定価格の範囲内である者のうち、以下の
(2) によって得られる内容点と価格点の合計
(以下「総合評価値」という。) の最も高い者
を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に
添付する事業者選定基準に基づき審査する。
ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載
されていた場合、その部分は採点対象としな
い。

① 事業提案が要求水準をすべて充足してい

るかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

- ② 事業提案のうち北陸地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点 665 点）を付与する。
- ③ 貸上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点（最高点 35 点）を付与する。
- ④ 入札価格が最低である者を第 1 位とし、価格点の満点である 300 点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第 1 位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。
- ⑤ 上記（1）において、総合評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 納付する。

北陸地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、設計費、工事費及び工事監理費に相当する合計額の 10 分の 1 以上とする。

- ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付。
- ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの。
 - (ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - (イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支

払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの。

（ア）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

（4）入札の無効

- ① 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札。
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札。
- ③ 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者のした入札。
- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札。
- ⑤ 記名押印を欠く入札。
- ⑥ 金額を訂正した入札。

- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札。
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- ⑩ その他入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

(5) 落札者の決定方法

上記4(1)に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 第二次審査提出書類のヒアリングを実施する。
- (9) 関連情報を入手するための紹介窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受

けていない者の参加 上記 2(3)①、2(4)
①、2(5)①又は2(6)①に掲げる一般競争
参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)
により申請書を提出することができるが、競
争に参加するためには、開札の時において、
当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格
の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Administrators of public facilities :

ENDOU Kimihiko, Director-General of
Hokuriku Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

(2) Classification of the service to be
produced : 41, 42

(3) Subject matter of the contract : PFI-
based design, construction and
maintenance of the National Highway Route
116 Misaki-cho • Sinkou-cho Common-Use

Cable Tunnel (BT0-scheme)

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 22 December 2023

(5) Time-limit for the submission of tenders : 9 February 2024

(6) Contact point for the project :

Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1-1-1, Misaki-cho, Chuo-Ward, Niigata City, Niigata Prefecture, No. 1 Niigata-Misaki Government Building, 950-8801, Japan
TEL 025-280-8880